

ハラスメント対策の強化について

地域包括ケアシステムを推進していく上で、介護人材の確保は大変重大な課題であり、介護職員が安心して働くことができるよう、ハラスメント対策を含む職場環境・労働環境の改善を図っていくことが必要です。

このため、パワーハラスメント及びセクシャルハラスメントなどのハラスメント対策として、介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者にハラスメント対策として必要な措置を講ずることを義務付けています。

併せて、カスタマーハラスメントについては、その防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じることを推奨しています。

法令上事業者求められる措置	
講ずべき措置	<対象> ○職場における ・ セクシャルハラスメント ・ パワーハラスメント ○利用者やその家族等から受ける ・ セクシャルハラスメント <内容> 就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。 ※特に留意すべき点 ① 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 ② 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
講じることが望ましい措置	<対象> ○利用者やその家族等から受ける ・ 顧客等からの著しい迷惑行為＝カスタマーハラスメント <内容> ①及び②の必要な措置を講じるにあたっては、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の措置も講じることを推奨。

【厚生労働省ホームページ】介護現場におけるハラスメント対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html